

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊生環第1067号

平成28年12月2日

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について（通達）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第97号。別添1。以下「改正法」という。）が平成28年11月25日に成立し、本日公布及び施行され、これに伴う銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第64号。別添2。）も同じく本日公布及び施行されることとなった。

それぞれの改正の内容及び留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 改正の内容

(1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の改正

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）附則第3条第2項の規定により、鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づき猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって、内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるものが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第111号）の一部施行日から平成28年12月3日までの間に新たに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条の2第1項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第7条の3第1項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、特例として、同法第5条の5第1項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受講し、同条第2項に規定する技能講習修了証明書の交付を受けていなくても許可又は許可の更新を受けることができるとされているところ、当該特例の期限を5年間延長し、平成33年12月3日までとする。

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の改正

改正法の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第11条第1項第6号に規定されている上記特例の期限を平成33年12月3日までに改める。

2 留意事項

(1) 猟銃所持許可等申請が適切に行われるよう、特定従事者に関する技能講習免除特例の期限が再延長され、5年後の平成33年12月3日までとなったことを、経験者講習会や一斉検査時等を通じて広く周知するとともに、警察署の担当者に対する教養を徹底すること。

(2) 改正法の成立に際し、別添3のとおり参議院農林水産委員会における決議及び

衆議院農林水産委員会における附帯決議がなされていることから、技能講習免除者の猟銃の操作及び射撃の技能向上並びに安全確保が図られるよう、経験者講習及び一斉検査等の場を通じ、銃刀法第10条の2第1項及び第2項に基づく指定射撃場における射撃の練習を行うよう技能講習免除者に指導をすること。

※ 別添（略）